第2回総務･企画専門委員会
令和5年9月27日　決定

わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ近江八幡市協賛取扱要項

１　目的

この要項は、近江八幡市で開催される第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会「わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

２　協賛の内容

(1)　協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾又は大会の運営に要する用具（以下、「協賛物品」という。）について受け入れるものとし、協賛物品の例は別表第１のとおりとする。

(2)　資金による協賛の申入れがあった場合は、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

３　協賛の実施方法

(1)　協賛は、わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において受け入れる。

(2)　協賛の申込みは、協賛申込書（様式第１号）により行う。

(3)　実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第２号）を協賛者に交付する。

(4)　協賛の方法は、提供又は貸与とする。

(5)　協賛物品等の搬入、設置及び撤去等に係る費用は、原則として協賛者の負担とする。

４　協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

(1)　大会の趣旨に反すると認められるもの

(2)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの

(3)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの

(4)　青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5)　政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの

(6)　個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの

(7)　その他実行委員会が適当でないと認めるもの

５　協賛の表示

(1)　協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示できない場合は、この限りでない。

⑵ 前号の協賛表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、承認を得て行うものとする。

⑶ 協賛者への呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例）

○○社は、	わたＳＨＩＧＡ輝く 国スポ・障スポ	近江八幡市開催競技を応援しています。 近江八幡市開催○○競技会の協賛企業です。

※　市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

6　協賛への謝意

⑴ 実行委員会は、協賛物品等の提供を受領したときは、協賛者に感謝状の贈呈等を行うことができる。

⑵ 協賛への謝意基準は別表第２のとおりとする。

⑶ 協賛についてのホームページ上での紹介及び掲載内容については別表第３のとおりとする。

7　協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会の終了日までとする。

8　その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、令和５年９月２７日から施行する。

別表第１（協賛物品の例）

項目	物品名
啓　　発　　用	のぼり旗、横断幕、ポスター、ポケットティッシュ　など
おもてなし用	飲料水、参加記念品、特産品　など
競　技　会　用	スタッフ衣類（服飾、帽子等）、資料用袋　など
開催準備用	自動車（貸与）、事務用品（貸与）　など
そ　　の　　他	実行委員会との協議による

別表第２（謝意基準）

協賛者	協賛物品等総額	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体	５０万円以上	感謝状	贈呈式 又は 持参	会長又は副会長
	５０万円未満 １０万円以上			事務局長
	１０万円未満	礼状	郵送	－

備考
(1) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
(2) 贈呈式については、協賛者の意向を確認のうえ、実施する。

別表第３（掲載内容）

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・団体	１０万円以上	協賛者バナー貼付、写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	使用可
	１０万円未満	協賛者名掲載			